

京都市道歩行者転倒事故

損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

京都市道歩行者転倒事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一五年五月二九日

新潟地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、原告が被告京都市管理の歩道（以下「本件歩道」という。）を歩行中、歩道上に数センチメートル露出していた鉄筋につまづいて転倒し、負傷したとして国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請求をしたものである（請求額…二五四万一四一円）。

2 原告の主張

本件歩道は、一般に開放された生活施設であるばかりでなく、寺の参詣や観光に訪れた不特定多数の者が利用する歩道であることから、本件歩道を管理する被告としては、利用者には、はじめて通行する者が多いことを前提として管理するべきである。しかるところ、本件事故当時、本件歩道

上には石柱を固定するためのものと思われる鉄筋が七センチメートルほど露出しており、歩行者が当該鉄筋につまづいて姿勢を崩すなどして転倒する等の事故が起こる可能性は十分予見できる状態であったにもかかわらず、被告は、約一ヶ月間これを修復せずに放置していた。被告は、修復時までの措置として、カラーコーンを設置し、歩行者に注意喚起していた旨主張するが、本件事故当時、カラーコーンは存在しておらず、そもそも固定されていないカラーコーンは歩行者が接触するなどして容易に移動するため、本件歩道のような箇所では安全措置として十分ではない。よって、本件歩道の管理には瑕疵があったといえるべきである。また、被告は、原告に前方不注意の過失があった旨主張するが、本件事故当日は、観光客等が多く、前方を注視しようにもできない状態であり、本件鉄筋が露出していることを気付き得なかったのだから、原告には過失はない。

3 被告の主張

本件鉄筋は、元々、歩道上に設置されていたポラード（単柱車止め）の根元にあり、ポラードを取り付けるための金具であるが、ポラード自体は、歩道に車両が乗り入れるのを防止するためのもので何ら通行の支障となるようなものではない。ところが、当該ポラードは、本件事故発生の約一ヶ月前、車両の接触に折れ、取り付け金具が曲がっていたため即座に修復することが困難になってしまい、とりあえず、折れたポラードを取り除き、修復までの措置として、プラスチック製のカラーコーン（固定されていない）を設置し、歩行者に注意喚起していた。よって、本件歩道に瑕疵はない。仮に、そうではないとしても、本件事故当時は夜間ではなく、夕方であったこと等付近の状況からして、原告が前方を注視してれば、本件鉄筋に気付くことができたはずであるから、原告には本件事故の発生につき過失があり、その割合は五割を下らない。

4 判決の要旨

被告の本件歩道の管理には瑕疵があったといえるべきである。ただし、原告にも前方不注意の過失があり、その割合は三割を下らない。

5 判決のポイント

① 本件歩道の管理の瑕疵について

本件事故は、原告が、寺の参詣や観光に訪れる不特定の老若男女が多数使用する本件歩道を歩行中、元来歩道上に設置されていたボラード（高さ四五センチメートル、直径二〇センチメートル）が折れてその取り付け金具であった本件鉄筋が高さ六、七センチメートル露出していたのにつまづいたものである。本件鉄筋は、本件事故発生の約一ヶ月前に、ボラードが車両の接触により折れたため、露出していたものであるが、このような状態で放置されていれば、歩行者が歩道に接地しようとした際につまづき姿勢を崩すなどして転倒等の事故を起し得ることは容易に予見できる。よって、本件歩道の管理者である被告としては、速やかにこれを補修することが安全確保上要請されるのであって、補修工事に多額の費用を要するとか、工事自体が困難なものであるとか等の特段の支障は認め難く、比較的容易に補修工事が可能であったにもかかわらず、容易に移動し得るカラコーンを設置したのみで、約一ヶ月の間補修工事を全くしなかったのであるから、その道路管理には瑕疵があったことは明らかである。

② 過失相殺について

原告がつまづいた本件鉄筋は、高さ六、七センチメートルであること、また、その時刻は一月二六日の午後四時四〇分ころであり、原告が視野を確保するためにはまだ十分な明るさであったと認められることから、原告が本件鉄筋に気付くことは容易であったといえることができる。他方、本件事故当時、原告は六六歳という高齢であり、原告が本件事故現場を通行するのは本件事故時が初めてであったこと、また、本件事故当時、本件事故現場は観光客等で混雑し、本件歩道の前方が見難い状況にあったことが認められる。このような状況において、本件事故は、被告が本件鉄筋を速やかに除去するなどの補修工事を行うことが安全確保上要請され、比較的簡単に工事可能であったにもかかわらず、被告において本件鉄筋を残存していることを確認しながら、一ヶ月間これを補修しなかった瑕疵の程度と比較勘案すると、原告の前方不注意の過失割合は三割が相当であると認められる。